

兵庫県立加古川医療センター床頭台等設置・運営事業者の選定に係るプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県立加古川医療センター（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受け、入院患者の療養環境の向上を図るため、床頭台（附属設備を含む）、プリペイドカード販売機、プリペイドカード精算機、洗濯機及び乾燥機（以下、「床頭台等」という。）を設置・運営する事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(募集要項)

第2 プロポーザルの募集要領（以下「募集要領」という。）は、この要領に基づき別に定める。

2 募集要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当センターの概要
- (2) 設置物件
- (3) 設置物件に係る費用負担
- (4) 応募資格
- (5) 公募条件
- (6) 運営条件
- (7) 応募手続き
- (8) 企画提案書作成上の注意
- (9) 企画提案書の審査及び結果の通知等
- (10) 参加申込書及び企画提案書等の様式

(参加手続き)

第3 プロポーザルの参加手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事務局
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課
- (2) 募集要領の配布
ア 配布期間 令和2年11月2日（月）から11月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
イ 配布場所 上記(1)に同じ
- (3) 参加申込書の提出
ア 提出方法 所定の様式により、事務局へ持参または郵送とする。
イ 受付期間 令和2年11月4日（水）から11月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ウ 提出場所 上記(1)に同じ
- (4) プロポーザルにかかる質問及び回答
ア 質問方法 所定の質問書様式により、参加者が事務局へ持参、郵送又は電子メールとする。
イ 受付期間 令和2年11月4日（水）から11月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ウ 回答方法 令和2年11月17日（火）から11月19日（木）までの間に、閲覧方式により行うとともに、参加申込者全員に電子メールにて回答する。
エ 回答閲覧場所 上記(1)に同じ
- (5) 企画提案書等の提出
ア 提出方法 参加者が事務局へ持参または郵送とする。
イ 受付期間 令和2年11月20日（金）から12月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
ウ 提出書類

① 企画提案書	8部
② 会社パンフレット等その他参考となる資料	8部
③ その他、募集要項に定める提出書類	1部

(選定委員会)

第4 提出書類の当選者を選考するため、別に定めるところにより、兵庫県立加古川医療センター床頭台等設置・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに係る実施要領、仕様書及び評価基準等に関すること。
- (2) プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の審査に関すること。
- (3) 当選者の選考に関すること。
- (4) その他、企画提案書等の審査に関して必要と認められること。

(プレゼンテーションの実施)

第5 委員会は、提出があった企画提案内容の理解を深めるため、提出した者にプレゼンテーションを行わせることができる。

- (1) 予定日時 令和2年12月18日（金）
- (2) 予定場所 兵庫県立加古川医療センター2階 会議室1
- (3) その他 詳細は別途決定する。

(当選者の選考、決定及び通知の方法)

第6 当選者の選考、決定及び通知は、次により行う。

- (1) 選考方法 委員会における選考方法並びに評価項目及び評価点数は別に定める。
- (2) 決定方法 委員会の選考結果に基づき、当選者となる順位を決定する。
- (3) 選考結果の通知 選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。
- (4) 当選後の取り扱い 当選者は、「兵庫県立加古川医療センター床頭台等設置・運営事業者」の予定者となる。

(その他)

第7 その他

- (1) 提出書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 参加に要する費用 参加者の負担とする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、募集要項で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年11月2日（月）から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当選者を決定した日をもって、その効力を失う。